

議案第50号

みよし市流水占用料等条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月11日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、適格請求書等保存方式の開始に伴い必要があるからである。

## みよし市流水占用料等条例の一部を改正する条例

みよし市流水占用料等条例（平成12年三好町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（流水占用料等の徴収）

第2条 法第23条の許可を受けた者からは、別表第1占用料の額の欄に定める額に流水の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の流水占用料を徴収する。ただし、当該流水の占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の額の欄に定める額に各年度における流水の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額を徴収する。

2 法第24条の許可を受けた者からは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の土地占用料を徴収する。

(1) 土地の占用の期間が1月以上の場合 別表第2占用料の額の欄に定める額に土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）。ただし、当該土地の占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の額の欄に定める額に各年度における土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

(2) 土地の占用の期間が1月未満の場合 別表第2占用料の額の欄に定める額に土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）。ただし、当該土地の占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の額の欄に定める額に各年度における土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

3 法第25条の許可を受けた者からは、別表第3に定めるところに従って計算して得た

額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収する。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

みよし市流水占用料等条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(流水占用料等の徴収)</u></p> <p><u>第2条 法第23条の許可を受けた者からは、別表第1占用料の額の欄に定める額に流水の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の流水占用料を徴収する。ただし、当該流水の占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の額の欄に定める額に各年度における流水の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額を徴収する。</u></p> <p><u>2 法第24条の許可を受けた者からは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の土地占用料を徴収する。</u></p> <p><u>(1) 土地の占用の期間が1月以上の場合 別表第2占用料の額の欄に定める額に土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）。ただし、当該土地の占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の額の欄に定める額に各年度における土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</u></p> <p><u>(2) 土地の占用の期間が1月未満の場合 別表第2占用料の額の欄に定める額に土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）。ただし、当該土地の占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の額の欄に定める額に各年度における土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</u></p> <p><u>3 法第25条の許可を受けた者からは、別表第3に定めるところに従って計算して得た額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収する。</u></p>	<p><u>(流水占用料等の徴収)</u></p> <p><u>第2条 市長は、法第23条、第24条又は第25条の許可（以下「占用等の許可」という。）を受けた者から、それぞれ別表第1から別表第3までに定めるところにより算出した額（その額が100円に満たないときは、100円）の流水占用料等を徴収する。</u></p>